

札幌市飲食店禁煙化工事費等補助事業実施要綱

令和3年2月25日

保健福祉局事業担当局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が受動喫煙にさらされる機会を防止することを目的とし、施設屋内を喫煙可能な状態から全面禁煙に変更しようとする飲食店の管理権原者等に対し、全面禁煙化にあたり施設屋内の工事等を行う際の経費の一部を補助する飲食店禁煙化工事費等補助金（以下「補助金」という。）の交付について、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 喫煙 健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第28条第2号に規定する喫煙をいう。
- (2) 全面禁煙 施設の管理権原者等により、施設の屋内の全ての場所において常時喫煙が禁じられている状態をいう。
- (3) 管理権原者等 原則として、全面禁煙化しようとする施設について食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定により営業許可を受けた営業者であり、かつ施設の受動喫煙防止の取組についての方針の判断や決定を行う立場にある者をいう。
- (4) 既存特定飲食提供施設 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第2条第2項に規定する施設をいう。

(交付対象者)

第3条 札幌市内に存する既存特定飲食提供施設（第6条に定める申請の時点において施設屋内での喫煙を可能としており、第7条第1項に定める交付決定通知を受けた後に施設屋内での全面禁煙を実施するものに限る。また、過

去にこの要綱による補助金交付を受けた施設を除く。)の管理権原者等で、次の各号の要件全てを満たす個人又は法人であり、第7条第1項に定める交付決定通知書を受け取った者をいう。

- (1) 納税義務のある市区町村税の全ての税目を滞納していないこと。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続について、手続開始の申立てをしていないこと又は手続開始の決定がされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。
- (5) 補助金の交付を受けた後も、全面禁煙を継続し、札幌市が行う当該事業に係るアンケートに3年間協力すること。
- (6) 施設の出入口に、施設屋内全面禁煙についての標識を掲示し、札幌市禁煙施設普及推進事業の禁煙施設として登録すること及び札幌市ホームページ等で公表することに同意すること。

（交付対象となる経費）

第4条 この補助金の交付対象は、管理権原者等が施設屋内の全面禁煙化にあたり、既存特定飲食提供施設内において次の各号にかかる工事等を行う場合に必要となる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）である。

- (1) 喫煙が可能な場所とその他の場所を区画する壁等の撤去等に係る工事等
- (2) 客席部分の内装（壁、天井及び床等）の仕上げ材若しくは建具（襖及び畳等）の交換等又はクリーニング
- (3) 客席部分で使用している家具及び備品（鑑賞の用に供するもの等、食器及び調理器具等を除く）のクリーニング
- (4) 客席部分で使用している家具及び備品（鑑賞の用に供するもの等、食器、

調理器具及び紙類や洗剤などの日用品等を除く)の交換

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、前条で定める交付対象となる経費の合計額に次の表の第1欄に定める補助率を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てる。)と第2欄に定める補助上限額とを比較していずれか少ない方の額とする。

1 補助率	2 補助上限額
$\frac{9}{10}$	1施設あたり100千円

(申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする管理権原者等は、第4条に定める経費に係る工事等に着手する前に、札幌市飲食店禁煙化工事費等補助金交付申請書(様式1)、札幌市飲食店禁煙化工事費等補助事業実施計画書(様式1-1)、収支予算書(様式1-2)及び添付書類を、提出期限までに市長に提出しなければならない。

2 前項に定める交付申請書等の提出期限は、市長が指定する。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項に定める交付申請書等の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、交付申請書等を提出した管理権原者等に対し、札幌市飲食店禁煙化工事費等補助金交付決定通知書(様式2)により通知するものとする。

2 市長は前項の審査の結果、不相当と認めるときは、交付申請書等を提出した管理権原者等に対し、札幌市飲食店禁煙化工事費等補助金不交付決定通知書(様式3)により通知するものとする。

3 補助金の交付決定は予算の範囲内で行うものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項に定める交付決定通知書を受け取った管理権原者等が、こ

の補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、速やかに札幌市飲食店禁煙化工事費等補助金の交付決定に係る変更申請書（様式４）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

- ２ 前条第１項に定める交付決定通知書を受け取った管理権原者等が、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請を取り下げる場合は、札幌市飲食店禁煙化工事費等補助金の交付決定に係る取下げ申請書（様式５）を速やかに市長に提出しなければならない。

（変更申請の決定）

第９条 市長は、前条第１項に定める変更申請書等を受けた場合は、その内容を審査し、当該申請を承認することが適当であると認めるときは、承認内容を決定し、変更申請書等を提出した管理権原者等に対し、札幌市飲食店禁煙化工事費等補助金の交付決定に係る変更承認書（様式６）により通知するものとする。

- ２ 市長は、前条第２項に定める取下げ申請書を受けた場合は、その内容を審査し、当該申請を承認することが適当であると認めるときは、承認内容を決定し、取下げ申請書を提出した管理権原者に対し、札幌市飲食店禁煙化工事費等補助金の交付決定に係る取下げ承認書（様式７）により通知するものとする。

（事業実施報告）

第１０条 第７条第１項に定める交付決定通知書を受け取った管理権原者等は、工事等の完了後１月以内又は当該交付決定通知書の通知日の属する年度の３月１５日のいずれか早い日までに、札幌市飲食店禁煙化工事費等補助金に係る事業実績報告書（様式８）、収支決算書（様式８－１）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第１１条 市長は、前条に定める実績報告書等の提出を受けた場合は、その内容を検査し、適正に実施されたと認めるときは、補助金額を確定し、実績報

告書を提出した管理権原者等に対し、札幌市飲食店禁煙化工事費等補助金交付額確定通知書（様式 9）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 市長は、前条に定める交付額確定通知書を受け取った管理権原者等からの請求により、補助金を交付するものとする。

（調査等）

第 13 条 市長は、必要があると認めた場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき、随時状況の調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 市長は、第 7 条第 1 項に定める決定通知書又は第 9 条第 1 項に定める変更承認書を受け取った管理権原者等が、第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項により申請した事業内容に従って工事等を遂行していないと認める場合は、当該管理権原者等に対し、第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項により申請した事業内容に従って工事等を遂行することを命じることができる。

（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、第 7 条第 1 項に定める交付決定通知書を受け取った管理権原者等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、札幌市飲食店禁煙化工事費等補助金交付決定取消通知書（様式 10）により、当該管理権原者等に通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡又は担保に供したとき。
- (3) 第 3 条第 5 号及び第 6 号に反するとき。（補助金対象の施設の営業を廃止した場合を除く。）
- (4) 前条第 1 項の調査等に応じないとき。
- (5) 前条第 2 項の命令に従わないとき。
- (6) 法の違反又はこの要綱に基づく市長の指示に従わないなど、当該管理権原者等に補助金を交付することが不適當であると市長が認めるとき。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は前条の定めにより交付決定の全部又は一部を取り消す場合に、既に補助金が交付されているときは、返還額を決定し、第 12 条の定めにより補助金を請求した管理権原者等に対し、札幌市飲食店禁煙化工事費等補助金返還命令書（様式 11）により、期限を定め、返還を命じるものとする。

(財産の管理等)

第 16 条

管理権原者等は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に反して使用してはならない。また、売却、譲渡、交換、貸与、取壊し又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案し市長が定めた期間を超過した場合や補助金対象の施設の営業を廃止した場合はこの限りではない。

(雑則)

第 17 条 規程及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、保健福祉局事業管理担当局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。